

平塚市行政改革推進委員会(事業評価)の結果について

事業No.	5							
事業名	さわやか条例と環境美化啓発事業			所管課	循環型社会推進課			
判定結果	見直し		傍聴者数	27人				
判定内訳	現行 どおり	1	見直し	6	国・県	0	廃止	0

事業評価シートの記載内容

【委員長】 見直し…一部事業の廃止、改善も含む

- ・事業の効果を測定しにくい事業区分となっていることが問題。
- ・さらにタバコ、花火のように禁止や罰金のような規制手法も検討すべき。
- ・美化運動の補助金とモデル地域の希望受付は見直すべき(いらない?)

【副委員長】 見直し…平塚市が今後も関与するべきだが方法を見直すべき

- ・市民の美化意識…成果としては各指定場所の定点観察をしては？
- ・路上喫煙禁止…罰金をとっては
- ・路上パトロール(警察OB2名)…他の目的と兼務しては？(例えば自転車チェックの人、青少年パトロール者などと)

【A委員】 現行どおり

- ・事業名称等への疑問はあるが、個々の事業の必要性については理解できる。

【B委員】 見直し…事業内容を見直すべき

- ・さわやか条例の実施を確保することには意義があるが、現状巡回指導や灰皿清掃業務を毎日実施すべきかどうかという判断ができない状況になっている。(どの程度、汚れや問題があるのか実感できないため。)よって指標の充実を求めたい。

【C委員】 見直し

- ・美化推進事業補助金は、使い道など含めて再検討されたい。特に生ゴミ、資源ゴミなどまだまだ美化の面から問題がある。
- ・地域は地域で努力しているが、限界もある。市も美化推進の大きな部分から指導してもらえたらと思います。

【D委員】 見直し…事業内容を見直すべき

- ・さわやか条例等で行われる市民が意識をもって進める事業とまちづくりとしての美化の事業を整理して考えていくべきではないでしょうか。

【E委員】 見直し…事業費を削減するべき

- ・条例施行から8年、街中での喫煙マナーも定着している中では何らかの対応は必要。
- ・警察OBとしての対応が必要なのは実際に注意するとき。
- ・さわやか条例が市民との協働により検討されたことを考えれば、日々雇用であれば、日数を減らす又は指導員も警察OBの人以外も導入するなどして対応しても良いのでは。